

文教福祉委員会

令和6年6月10日

1 報告事項

【子ども部】

- (1) 家庭的保育事業等に係る年齢別職員配置基準の見直しについて 【資料】
- (2) 「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業について 【資料】
- (2) 障害者の新たな就労機会創出事業について 【資料】
- (3) 介護保険法施行規則の一部改正に伴う規定整備について 【資料】
- (4) 敬老祝品の贈呈について 【資料】
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業について 【資料】

2 その他

家庭的保育事業等に係る年齢別職員配置基準の見直しについて

1 背景

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千代田区条例第 18 号）は、家庭的保育事業等に従事する保育士等の数に係る基準（以下「年齢別職員配置基準」という。）について、児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項の規定により従うこととされている内閣府令に定める年齢別職員配置基準に従って定めている。

今般、同令に定める年齢別職員配置基準が改正されたため、改正後の当該年齢別職員配置基準に従って同条例に定める年齢別職員配置基準を見直す必要がある。

2 見直し内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）により、小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における 3 歳以上児に係る年齢別職員配置基準が次の表のように改められた。

年齢区分	改正前	改正後
満 3 歳児	おおむね <u>20 人</u> につき 1 人	おおむね <u>15 人</u> につき 1 人
満 4 歳 以上児	おおむね <u>30 人</u> につき 1 人	おおむね <u>25 人</u> につき 1 人

3 改正予定条例

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて

1 事業概要

千代田フレンズ（神田司町 2-5 DeLCCS 神田大手町 7 階）は、保護者が育児疲れや病気等で児童の養育が困難な場合に一時的にお子さんを預かる施設であり、都内で児童養護施設等を運営する社会福祉法人福田会が運営

2 現在の主な運営内容等

	ショートステイ	トワイライトステイ	日中一時預かり
対象年齢等	区内在住、2歳～小学生のお子さん（中学生は応相談）		区内在住、2歳～就学前のお子さん（小学生以上は応相談）
保育時間	24 時間	17 時～22 時	9 時～17 時
利用料金(※)	1 泊 3,000 円	1 時間 600 円	1 時間 500 円
申込先等	千代田フレンズに空き状況等を確認の上、利用を申込み		

※ 利用料金には食事代（1食 500 円）とおやつ代（1回 100 円）は含まない

3 実施サービス等の見直しについて

運営事業者において福祉人材の確保が難しくなる中、支援を必要とする家庭に「ショートステイ」及び「トワイライトステイ」を引き続き提供できるよう、以下の見直しを行う。

- ① 日中一時預かりを7月末で終了
- ② トワイライトステイの利用料金等の見直し
- ③ 申込先を児童・家庭支援センターに変更

※8月からの見直しを予定しており、広報千代田7月5日号にお知らせ記事を掲載予定

（参考：事業実績）

区分	令和5年度	4年度	3年度	2年度
ショートステイ	172 泊(30 人)	98 泊(33 人)	77 泊(14 人)	66 泊(8 人)
トワイライトステイ	198 時間(10 人)	162 時間(8 人)	118 時間(5 人)	16 時間(4 人)
一時預かり	162 時間(19 人)	138 時間(18 人)	331 時間(18 人)	18 時間(4 人)

千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業について

1 概要

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯等に対し、給付金を支給する。

2 令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金

	住民税非課税世帯	住民税均等割のみ課税世帯
対象世帯	※以下の条件を全て満たす世帯 ①基準日(令和6年6月3日)時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員が令和6年度の住民税均等割を課されていない又は区の条例により免除されている世帯	※以下の条件を全て満たす世帯 ①基準日(令和6年6月3日)時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員が令和6年度の住民税均等割を課されておらず、かつ1名以上が均等割を課税されている世帯
対象外世帯	①令和5年度千代田区低所得世帯価格高騰特別支援給付金(7万円)の支給を受けた世帯又は対象となった世帯(未申請や受給辞退も含む) ②住民税が課税されている者の扶養親族等のみ世帯	
想定世帯数	880世帯	140世帯
支給額	1世帯あたり10万円	
申請期限	令和6年10月31日まで	
支給方法	区が課税情報を把握できる世帯には「確認書送付によるプッシュ型支給」、令和6年1月2日から基準日までに転入した者を含む世帯又は未申告世帯は「申請による支給」とする。	

3 令和6年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金

対象世帯	「令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金」の支給対象世帯で、かつ18歳以下(平成18年4月2日から令和6年10月20日までに出生)の児童を扶養している世帯
対象外世帯	令和5年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金の支給を受けた世帯又は対象となった世帯(未申請や受給辞退も含む)
想定児童数	180人
支給額	児童1人あたり5万円
申請期限	令和6年10月31日まで
支給方法	区が課税情報を把握できる世帯には「確認書送付によるプッシュ型支給」、令和6年1月2日から基準日までに転入した者を含む世帯又は未申告世帯は「申請による支給」とする。

4 事業費

121,327千円

内訳)給付金 111,000千円

事務費 10,327千円

5 実施スケジュール

時期	令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金	令和6年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金
7月中旬	コールセンターの設置	
7月20日	区HP及び広報千代田にて周知	
7月下旬	プッシュ型支給世帯に確認書を送付	
10月31日	確認書・申請書提出期限	

障害者の新たな就労機会創出事業について

1 事業目的

働く意欲がありながら、重度障害等があることで就労に結び付いていない方に対し新たな就労機会を創出することは、生きがいや自己実現、社会への参加を促進するという観点でも重要な要素となっている。

外出を伴う就労や長時間就労が困難である重度障害者等の新たな就労機会を創出するため、スマートフォン等の操作により自宅において短時間でも就労できる分身ロボットの活用を、障害者福祉センターえみふるにおいて行う。

2 実施内容

(1)業務内容

分身ロボットOriHimeを活用し、来館者の受付業務や案内を行う。

(2)実施日程(予定)

令和6年6月4日～令和7年1月31日の火曜日～土曜日

・勤務シフト

火・木・金曜:12時～15時、18時～19時

水曜:10時～15時

土曜:10時～11時、12時～15時

※パイロットの体調や状況によりシフト変更の可能性あり

3 その他

パイロットの対応状況を踏まえて、ちよだんごカフェやイベントでの活用を検討する。

介護保険法施行規則の一部改正に伴う規定整備について

1 目的

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部が改正され、地域包括支援センターの職員に関する基準等を改める必要があることに伴い、必要な規定を整備する。

2 規定整備の内容

(1) 介護保険法施行規則の改正に伴う引用条項の改正

介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定されていた地域包括支援センターの定義規定が改正により同号イに改められたため、規定を整備する。

(2) 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準

介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、自治体が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正されたため、規定を整備する。

3 規定整備を行う条例

- (1) 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- (2) 千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例

敬老祝品の贈呈について

1 敬老祝品贈呈の概要

(1) 概要

毎年、9月に高齢者に対し「敬老の日」の趣旨にちなんで祝品を贈呈している。

(2) 購入予定祝品

百歳祝品(100歳) 金杯三つ重ね

長寿祝品(95歳) 銀杯三つ重ね

(3) 対象年齢及び対象予定者数

100歳(大正13年4月1日～大正14年3月31日生まれ) 21名

95歳(昭和4年4月1日～昭和5年3月31日生まれ) 100名

(4) 予定スケジュール

令和6年7月中旬 案内発送

令和6年9月上旬 祝品発送(郵送希望者)

令和6年9月中旬 区長訪問希望者に直接贈呈

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業について

1 これまでの経緯

- 平成28年4月：高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（厚生労働省）
→高齢者の特性に応じた保健指導等が広域連合の努力義務となった。
- 令和元年5月：医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正（厚生労働省）
→75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 令和元年5月29日：健康寿命延伸プラン策定
（厚生労働省：2040年を展望した社会保障・働き方改革本部）
→2024年度までに全市町村で、健康寿命の延伸を目的とした「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」に取り組むよう規定された。

2 事業実施の方向性

千代田区の後期高齢者（長寿健診受診者）は、KDBシステム（国保データベースシステム）の分析において低栄養状態（BMI※ 18.5未満）の割合が全国平均に比べ高い状況が、平成30年～令和4年度の直近5年間続いていることから、栄養摂取が不十分な高齢者が多いことを区の課題と判断し、低栄養防止を事業テーマとして定めた。

※BMI：BMI（Body Mass Index）は、 $[\text{体重(kg)}] \div [\text{身長(m)}^2]$ によって算出される、肥満度の国際的な指標。

3 実施内容

(1)健康課題が多い高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

KDBシステムにより抽出したBMI 20.0以下かつ直近6カ月間に2～3kgの体重減少あり（長寿健診問診票回答）の対象者に対し、区の保健師、栄養士（東京都栄養士会に委託）が継続的に自宅訪問し保健指導を行い、低栄養状態の改善を図る。訪問回数は1人に対し3カ月間で計4回程度を予定。

(2)介護予防の活動をする通いの場※等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等の介護予防事業に保健医療の視点を取り入れ、医療専門職がフレイル予防の普及啓発活動や栄養・運動等の健康教育・健康相談を実施する。取組みにおいて把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨等や(1)のハイリスクアプローチへの移行など、必要なサービスへのつなぎを行う。

※通いの場＝高齢者が集う場所を全般的に意味する。

4 実施体制

事業の実施主体として保健福祉部関係各課及び関係機関による『高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業推進会議（以下、推進会議）』を設置し、事業を効率的かつ効果的に推進する。また、推進会議から付託された事項を検討して事業を実施する『ハイリスクアプローチ作業部会』及び『ポピュレーションアプローチ作業部会』を設置し、事業に取り組む。

5 令和6年度スケジュール

(1) 推進会議

- ① 5月 キックオフミーティング
- ② 10月 作業部会中間報告
- ③ 1月 作業部会結果報告
- ④ 2月 事業実績等データ分析
- ⑤ 3月 事業実施報告

(2) ハイリスクアプローチ作業部会

- ① 6～9月 対象者宅へ保健師・栄養士が個別訪問（1人あたり計4回）
- ② 10月 訪問事業の調査票集計、推進会議へ進捗報告
- ③ 1月 推進会議へ結果報告

(3) ポピュレーションアプローチ作業部会

- ① 6～12月 通いの場等でのフレイル予防等の普及啓発や健康教育・健康相談を実施
- ② 10月 実施状況等を推進会議へ進捗報告
- ③ 1月 推進会議へ結果報告

